



Himeji city society of commerce and industry

商工会ニュース

第 198 号
令和 8 年 1 月 5 日
姫路市商工会

法律相談

事業のトラブル解決！

令和 8 年 2 月 18 日 (水)

● 時間：午後 2 時～午後 4 時

● 場所：姫路市商工会 本所（姫路市夢前町前之庄 1434-15）

※ 相談希望の方は、事前に電話予約をお願いします（TEL：079-336-1368）

税務相談

税務関係の事例について的確にアドバイス！

令和 8 年 3 月 25 日 (水)

相談無料
秘密厳守

《決算説明会開催のお知らせ》

確定申告に向けた決算説明会を、姫路税務署の職員を招いて開催いたします。

ご都合の良い日時、場所で出席いただきますよう、ご案内申し上げます。

日 時	1 月 23 日 (金) 14:00～	1 月 26 日 (月) 13:30～	1 月 28 日 (水) 13:30～
場 所	家島支所	香寺支所	本所（夢前）

◆確定申告の事前準備はお早めに

所得税および復興特別所得税・贈与税

令和 8 年 3 月 16 日 (月) までに申告・納税

個人事業者の消費税・および地方消費税

令和 8 年 3 月 31 日 (火) までに申告・納税

① マイナンバーカードおよび電子証明書の有効期限は過ぎていませんか？

有効期限を過ぎた場合、e-Tax 手続等の利用ができません。

<マイナンバーカードの有効期限>

①カード発行時に 18 歳以上の場合：カード発行から 10 回目の誕生日まで

※2022（令和 4 年）3 月 31 日までに、交付申請された 20 歳未満の方のマイナンバーカードの有効期限はカード発行から 5 回目の誕生日まで

②カード発行時に 18 歳未満の場合：カード発行から 5 回目の誕生日まで

<電子証明書の有効期限>

年齢にかかわらず、電子証明書の発行から 5 回目の誕生日まで

2 月 16 日 (月) 以降の確定申告期は、更新窓口（市区町村）の混雑が予想されますので、お早めに更新手続をお願いします。

有効期限や更新手続等の詳細は、デジタル庁ホームページ

「マイナンバーカードおよび電子証明書の有効期限・更新」をご確認ください。



□本 所	〒671-2103 姫路市夢前町前之庄 1434-15	TEL (079) 336-1368	FAX (079) 336-1130
□家島支所	〒672-0102 姫路市家島町宮 1900	TEL (079) 325-0629	FAX (079) 325-2359
□香寺支所	〒679-2151 姫路市香寺町香呂 204-1	TEL (079) 232-0570	
□安富支所	〒671-2401 姫路市安富町安志 1151	TEL (0790) 66-2696	

◆最低賃金引き上げに伴う支援・後押しについて

最低賃金の引上げに対応する中小企業・小規模事業者に対し、当面の措置として、以下の助成金及び補助金について、対象の拡大、要件緩和等の措置が講じられます。

①業務改善助成金

事業場内で最も低い賃金（事業場内最低賃金）を引き上げ、設備投資等を行った中小企業・小規模事業者に、その費用の一部を助成する制度です。

②ものづくり補助金

生産性向上に資する革新的な新製品・新サービス開発を行う中小企業等の設備投資等を支援します。

③IT導入補助金

業務の効率化やDXの推進、セキュリティ対策のためのITツール等の導入を支援します。



④中小企業省力化投資補助金（一般型）

人手不足に悩む中小企業等に対して、事業内容に合わせて多様な設備やシステム導入により、省力化投資を後押しします。

詳細は、
こちらから
ご確認くだ
さい

現在申請受付中の補助金および、今後申請受付が開始される予定の補助金のスケジュール

補助金名	公募開始日	申請開始日	申請締切日
ものづくり補助金	2025年10月24日	2025年12月26日17:00	2026年1月30日17:00
中小企業省力化投資補助金（一般型）	2025年12月中旬 予定	2026年2月上旬 予定	2026年2月下旬 予定
中小企業省力化投資補助金（カタログ型）	当面の間、順次受付中		

◆中小規模事業者向けの経営相談窓口のご案内

相談内容：(例)持続化補助金等の各種補助金申請、経営計画策定支援など。

日 程：原則毎週水曜日 午前10時～12時、午後1時～3時

※必ず事前予約をお願いします。

会 場：姫路市商工会 本所・家島支所・香寺支所・安富支所

※ZOOM等を利用した相談も可

相 談 員：中小企業診断士 荒木 慎吾 氏

青年部に入って同年代の繋がり
を作りませんか!?



◆入部資格

商工会に属する事業所の代表者、または事業に従事する役員又はこれに準ずる方で、年齢満45歳以下の方

入会ご希望の方は、上記 QR コード

またはお電話(079-336-1368)に

お気軽にお問い合わせください!!

◆支所相談窓口のご案内

各支所(香寺支所・安富支所)下記日程にて相談窓口を開設しております。

お気軽にご利用ください。

【香寺支所】火曜日・金曜日 午前9時～12時、午後1時～4時

【安富支所】月曜日・木曜日 午前9時～12時、午後1時～4時

相 談 員：藤岡 泰造 氏

中小企業経営者のみなさまへ

国が準備した
セーフティネット

安心の材料を
ご提供します。

※詳しくは、ホームページまたは
パンフレットをご覧下さい
共済相談室 TEL. 050-5541-7171
【受付時間】 平日 9:00～17:00

小規模企業共済制度

- 制度の特長
- 1 経営者のための退職金制度
- 2 掛金は全額所得控除
- 3 受取時も税制メリット

他にもこんな特徴があります。

- 月々の掛金は1,000円から
- 契約者貸し付けの利用が可能
- 共済金の受給権は差押禁止

経営セーフティ共済

- 中小企業倒産防止共済制度の特長
- 1 掛金の10倍の範囲内で最高8,000万円まで貸付け
- 2 貸付条件は無担保・無保証人
- 3 掛金は税法上損金(法人)または必要経費(個人事業)に

オンラインで
加入申込み
受付中

加入後の一歩手続きもオンラインで可能。

制度の詳しい内容は2次元コード又は
ホームページからご確認ください。

小規模企業共済

小規模共済

検索

経営セーフティ共済

経営セーフティ共済



Be a Great Small.
中小機構